

# 省エネ型設備への更新に 最大・定額 **50万円** を支援します。

エネルギー価格の高騰対策と温室効果ガス排出量削減を目的に、市内の対象事業者の皆さまが所有する設備を省エネ型に更新される際、補助金を交付いたします。

check 1 |

## 設置済でも対象

令和7年4月1日以降に設置した設備なら補助対象

check 2 |

## 幅広く支援

中小企業等のほか、市内に本社があれば補助対象

check 3 |

## 補助は定額

補助額は定額で最大50万円。県補助金と併用可能

### 申請受付期間

2025年

**10/1** (水) から

2026年

**1/30** (金) まで

※予算がなくなり次第終了します。

### 対象事業者

- 市内に事業所を有する中小企業等
- 市内に本社を有する事業者

※青色申告をされている個人事業主も対象です。

### 補助対象

- 既存設備からCO2排出量を5%以上削減する更新
- 県の「令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」を受けた更新

※令和7年4月1日以降に設置した設備が対象です。

### 対象設備

LED照明、空気調和設備、ボイラー、給湯設備、コンプレッサー、変圧器、ガスコージェネレーションシステム、エネルギーマネジメントシステムほか

※補助対象経費は、設計費・設備費・設置工事費です。

# 伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金について

## 補助対象の事業者について

- ✓ 補助対象となる事業者は、市内に事業所を有する中小企業等又は市内に本社を有する事業者です。
- ✓ 「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体のことをいいます。

## 対象事業

- ①既存の設備から、CO2排出量を5%以上削減できる設備に更新する事業
  - ②神奈川県「令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金(県補助金)」の交付を受ける事業
- ※②を申請する場合、県補助金の交付決定を受けてから申請してください。  
※令和7年4月1日以降に設置した設備が対象です。

## 補助対象設備

- ✓ 市内事業所の自社で所有する設備更新が対象です(リース等は対象外)。
- ✓ LED照明、空気調和設備、ボイラー、給湯設備、コンプレッサー、変圧器、ガスコージェネレーションシステム、エネルギーマネジメントシステム、その他省エネ診断で更新が提案された設備が補助対象設備です(LED照明からLED照明への更新は補助対象外)。
- ✓ ガスコージェネレーションシステムとエネルギーマネジメントシステムは新規設置の場合も補助対象となります。

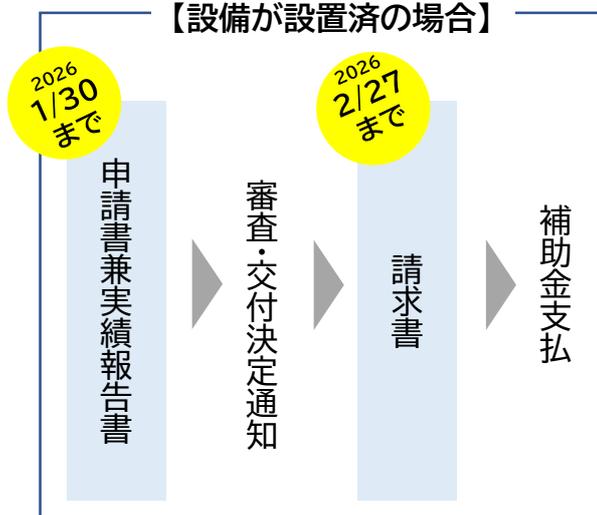
## 補助額

- ✓ 補助対象経費は、設計費・設備費・設置工事費で、そのうち補助額は定額50万円(上限)です。補助対象経費が50万円未満の場合は、その額を補助します。
- ✓ 対象事業②の場合、補助対象経費から県の補助額を差し引いて補助額を算定します。
- ✓ 国の補助制度と本補助金の併用はできません。

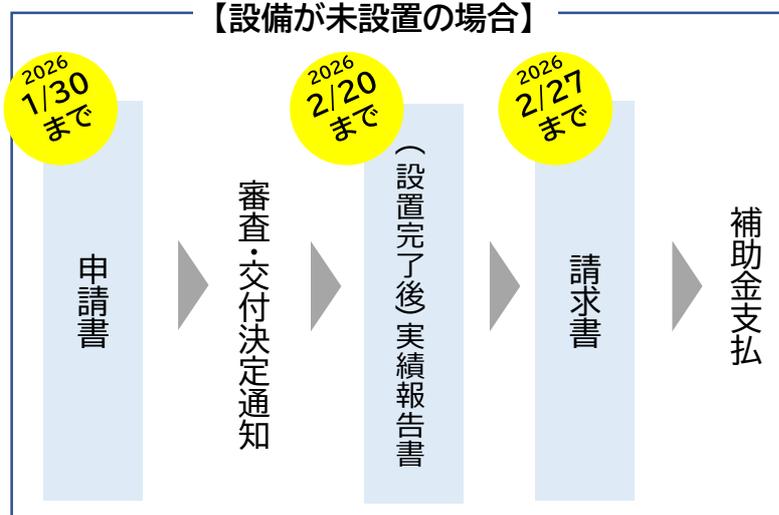
## 申請フローと必要書類

申請書等はメール(kankyous@isehara-city.jp)若しくは郵送で市環境対策課まで御提出ください。

### 【設備が設置済の場合】



### 【設備が未設置の場合】



申請書は市ホームページからダウンロードできます。

伊勢原市

※HPIは9月末頃公開予定です。

